

平成26年度 環境保全型農業直接支払交付金の概要



環境こだわり農産物の生産にあわせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を行います。

なお、環境こだわり農産物の認証にかかる栽培基準は従来どおりです。

支援対象となる取組

- ①環境こだわり農産物の生産とカバークロップの作付
- ②環境こだわり農産物の生産とリビングマルチ
- ③環境こだわり農産物の生産と草生栽培
- ④環境こだわり農産物の生産と冬期湛水管理
- ⑤有機農業の取組
- ⑥環境こだわり農産物の生産と堆肥の投入
- ⑦環境こだわり農産物の生産と炭の投入
- ⑧環境こだわり農産物の生産とIPMの実践、畦畔の人手除草および長期中干し
- ⑨環境こだわり農産物の生産と希少魚種等保全水田の設置
- ⑩環境こだわり農産物の生産とバンカープランツの植栽
- ⑪環境こだわり農産物の生産と緩効性肥料の利用および長期中干し
- ⑫環境こだわり農産物の生産と緩効性肥料の利用および省耕起
- ⑬環境こだわり農産物の生産と水田ビオトープ
- ⑭環境こだわり農産物の生産と水田の生態系に配慮した雑草管理
- ⑮環境こだわり農産物の生産とIPMの実践
- ⑯環境こだわり農産物の生産と在来草種の草生による天敵利用
- ⑰緩効性肥料の利用による環境こだわり農産物の生産



目次

	項
I 支援対象者	1
II 支援対象となる取組・作物	1
①カバークロップの作付 ②リビングマルチ	1
③草生栽培 ④冬期湛水管理 ⑤有機農業の取組	2
⑥堆肥の投入 ⑦炭の投入	3
⑧IPMの実践、畦畔の人手除草および長期中干し	
⑨希少魚種等保全水田の設置 ⑩バンカープランツの植栽	4
⑪緩効性肥料の利用および長期中干し	
⑫緩効性肥料の利用および省耕起	5
⑬水田ビオトープ ⑭水田の生態系に配慮した雑草管理	6
⑮IPMの実践 ⑯在来草種の草生による天敵利用	7
⑰緩効性肥料の利用	8
III 水稲のIPMの実践、畦畔の人手除草および 長期中干し 技術資料	9
(1) IPMの実践について	9
(2) 長期中干しについて	10
IV 大豆・露地野菜・施設野菜・果樹・茶の IPM実践指標	12
その1 大豆	12
その2 露地野菜	13
その3 施設野菜	14
その4 果樹	15
その5 茶	16
V 交付金の交付までの流れ	17
お問い合わせ窓口	18

I 支援対象者

次の①および②の要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者や農業者グループが支援の対象となります。

- ① エコファーマー認定を受けていること
- ② 農業環境規範に基づく点検を行っていること

(注) 共同販売経理を行っている集落営農、有機農業に取り組む農業者等については、エコファーマー認定に関する 特例措置があります。

II 支援対象となる取組・作物

以下の17の取組 です。

1

環境こだわり農産物の生産と
カバークロップの作付 を組み合わせた取組

全
作物

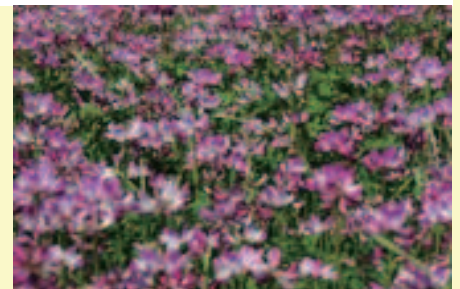
交付単価
8,000円/10a

「カバークロップの作付」

環境こだわり農産物の生産の前後いずれかにレンゲやヘアリーベッチなど緑肥等を作付ける(春夏播きは概ね 2ヶ月以上、秋冬播きは概ね 4ヶ月以上)取組です。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが確実に認められること
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること



2

環境こだわり農産物の生産と
リビングマルチ を組み合わせた取組

全
作物

交付単価
8,000円/10a

「リビングマルチ」

作物の畝間に麦類や牧草等を作付ける取組です。
県内では、大豆畑に小麦を、カボチャ畑にエン麦を作付ける事例があります。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが確実に認められること
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること



3

環境こだわり農産物の生産と
草生栽培 を組み合わせた取組

果樹・茶

交付単価
8,000円/10a

「草生栽培」

果樹園等に牧草等を作付ける取組です。

県内では、ナシ園にクローバーを、ブドウ園にライ麦を作付ける事例があります。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により標準播種量以上に播種したことが
確実と認められること
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わ
ず、全ての地上部を土壌に還元すること



4

環境こだわり農産物の生産と
冬期湛水管理 を組み合わせた取組

水田で栽培
する作物

交付単価
8,000円/10a

「冬期湛水管理」

冬の期間、水田に水を張る取組です。

2ヶ月以上の湛水状態の期間を確保する必要があります。

《チェックポイント》

- 2ヶ月以上の湛水期間を確保す
るための適切な取水措置、漏水
防止措置が講じられていること
- 市町等が作成した地域の生物
多様性保全に関する計画に即
した取組であること



5

有機農業の取組
（化学肥料、農薬を使用しない取組）

全作物

交付単価
8,000円/10a
そば等雑穀、飼料作物は
3,000円/10a

《チェックポイント》

- 化学肥料・農薬を使用していないこと（使用可能な資材についての特例あり）
- 遺伝子組換え技術を利用しないこと

注

生産した農産物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、
有機JAS の認定を取得する必要がありますのでご注意ください。

6

環境こだわり農産物の生産と
堆肥の投入 を組み合わせた取組

全作物

交付単価
4,400円/10a

「堆肥の施用」

水稻は おおむね1 t/10a以上、水稻以外は おおむね1.5 t/10a以上の堆肥を投入する取組です。
環境こだわり農産物の生産前後いずれかに堆肥を施用します。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により、標準量以上の投入を行ったことが
 確実に認められること
- C/N比が10以上の堆肥であって腐熟したものを
 使用すること
 ※一般的に牛糞堆肥は対象となるが、鶏糞堆肥は
 対象外となる
 ※自家製造堆肥や無償で入手した堆肥についても、
 C/N比が10以上と確認できれば対象となる
- 環境こだわり農産物の生産前後いずれかに堆肥を投入していること
- 土壌診断を実施した上で、適切な堆肥の施用を行うこと



7

環境こだわり農産物の生産と
炭の投入 を組み合わせた取組

全作物

交付単価
5,000円/10a

「炭の投入」

環境こだわり農産物の生産の前後いずれかに、500kg/10a以上あるいは50kg/10a以上の炭（木炭、竹炭、籾殻くん炭などの植物を炭化して製造した炭）をほ場に投入する取組です。
県内では、水稻や大豆栽培で集団での取組事例があります。

《チェックポイント》

- 購入伝票等により標準量（500kg/10aまたは50kg/10a）
 以上の炭（植物由来で、かつ購入したもの）を投入した
 ことが確実に認められること
- 環境こだわり農産物の生産前後いずれかに炭を投入
 しており、かつ、環境こだわり農産物を収穫した年度と
 炭を投入した年度が一致していること



8

環境こだわり農産物の生産と**IPMの実践、畦畔の
人手除草および長期中干し**を組み合わせた取組

水稲

交付単価
4,000円/10a

「**長期中干し**」を実施するために「**溝切り**」を原則行います。

(9～11ページの水稲のIPMについての技術資料を参照してください)

注

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の共同活動で草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

《チェックポイント》

- 滋賀県水稲IPM実践指標(9ページ参照)のうち8項目以上を
実践していること
- 畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね4回以上
行っていること
- 中干しは生育中期に1本/10a以上の溝切りを原則として行い、14日以上実施し
ていること

※ほ場条件などによって溝切りを必須としない場合は理由を明記



9

環境こだわり農産物の生産と
希少魚種等保全水田の設置を組み合わせた取組

水稲

交付単価
3,000円/10a

「**希少魚種等保全水田の設置**」

「魚のゆりかご水田」など、水田を魚類等が遡上し繁殖可能な状態に管理する取組です。

《チェックポイント》

- 魚の遡上時の排水口の堰板操作、
飼養時の適切な水管理、放流時の
溝切り等が行われていること



10

環境こだわり農産物の生産と
バンカープランツの植栽を組み合わせた取組

野菜

交付単価
8,000円/10a

「**バンカープランツの植栽**」

果菜類の周囲に、害虫の土着天敵を増殖・温存する作物を植栽する取組です。
県内ではカボチャの周囲にソルゴーを植栽する事例があります。

《チェックポイント》

- 原則、播種幅1.5m以上、栽培管理に必要な出入り口を
除く3辺以上に植栽していること



「緩効性肥料」

有機質由来を除く窒素成分で40%以上の緩効性成分を含有する肥料。本田のみに施用する肥料に適用し、育苗段階の施肥には適用しません。

「長期中干し」を実施するために「溝切り」を原則行います。

(10～11ページの長期中干しについての技術資料を参照してください)



《チェックポイント》

- 環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、概ね全量を緩効性肥料で施用すること
 - 中干しは生育中期に1本/10a以上の溝切りを原則として行い、14日以上実施していること
- ※ほ場条件などによって溝切りを必須としない場合は理由を明記



「緩効性肥料」

有機質由来を除く窒素成分で40%以上の緩効性成分を含有する肥料。本田のみに施用する肥料に適用し、育苗段階の施肥には適用しません。

《チェックポイント》

- 環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、表に示す割合を下限として緩効性肥料を用いること

作物の種類	化学肥料のうち緩効性肥料の下限
大豆	概ね全量
露地野菜	70%

- 大豆は狭条無中耕・無培土栽培(狭畦密播栽培)を行うこと
 ※播種の目安: 条間30～45cm、株間10～20cm
- 露地野菜は省耕起が可能なロータリーを用いて耕耘とうね立てを1工程で行うこと



狭条無中耕・無培土栽培(大豆)



耕耘同時うね立て(露地野菜)

「水田ビオトープ」

水生動物が生息できるように、ほ場内に波板やトラクター等で溝(水路)を設置し栽培期間中湛水状態を保つ取組です。

注 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策で「ビオトープ(小溝の設置[水田内])」の経費が農業者に支払われている場合は対象外となります(詳しくはお問い合わせ下さい)。

《チェックポイント》

- 幅30cm~60cm、深さ10cm~20cm、10a当たり長さ10m以上の栽培期間中湛水状態が保てるビオトープを設置していること

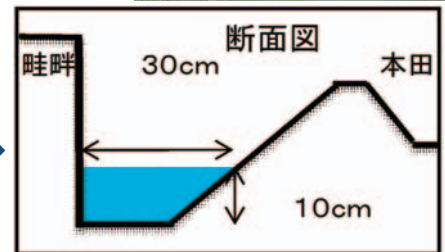


設置例

片側培土板を使用する例



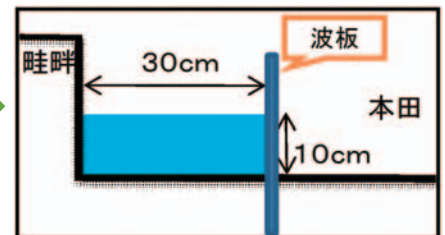
片側培土板を1つ装着



波板を使用する例



波板を押し込む



「水田の生態系に配慮した雑草管理」

水田内の雑草は、魚毒性が低い除草剤1回以内の散布とし、抜き取りで管理するとともに、畦畔の雑草は、除草剤を使わず、草刈機などにより管理する取組です。

注 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の共同活動で草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

《チェックポイント》

- 畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね4回以上行っていること
- 本田除草は、滋賀県病害虫雑草防除基準で魚毒性の分類が「A」と記されている除草剤を1回以内の散布とし、概ね4回以上抜き取り作業をしていること
- 滋賀県水稲IPM実践指標(8ページ参照)のうち8項目以上を実践していること



15

環境こだわり農産物の生産と
IPMの実践を組み合わせた取組

①大豆・露地野菜
②施設野菜・果樹・茶

交付単価

①4,000円/10a

②8,000円/10a

「IPMの実践」

滋賀県IPM実践指標(12~16ページ)の必須項目に基づき、ほ場周辺の除草作業および主要害虫の防除を実施するとともに、選択項目も合わせて8項目以上実践する取組です。

注

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の共同活動で草刈経費が農業者に支払われている場合は対象外となります。

《チェックポイント》

- ほ場周辺は、除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね4回以上の除草作業を行っていること
- IPM実践指標の必須項目にある主要害虫対策として、天敵に影響の少ないフェロモン剤、BT剤などの微生物農薬、IGR剤のいずれか1つ以上を用いて適切に防除していること
- IPM実践指標の必須項目と選択項目を合わせて8項目以上実践していること



16

環境こだわり農産物の生産と**在来草種の草生**
による天敵利用を組み合わせた取組

果樹

交付単価

4,000円/10a

「在来草種の草生」

果樹害虫の土着天敵が棲息できるように、園内に自生する下草を高く刈って管理する取組です。

《チェックポイント》

- 除草剤を使用せず、草刈機などによる草生の管理(草丈:10~40cm)を4回以上実施していること
- 殺ダニ剤の使用は2回以内とし、草刈機などによる草生管理の翌日に行っていること



「緩効性肥料」

有機質由来を除く窒素成分で40%以上の緩効性成分を含有する肥料。いずれの作物も、本田のみに施用する肥料に適用し、育苗段階の施肥には適用しません。

作物の種類	化学肥料のうち緩効性肥料の下限
水稻	概ね全量
野菜、花	70%
果樹	50%
大豆、茶、そば	概ね全量
その他	概ね全量

《チェックポイント》

□ 環境こだわり農産物の栽培基準に定める化学肥料の窒素成分量の範囲内において、表に示す割合を下限として 緩効性肥料 を用いていること

※支援取組番号の記入間違いにご注意ください(25年度⑪→26年度⑰に変更)

《留意事項》

- ・ 農業振興地域内の農地で行われる取組が交付金の対象となります。
- ・ 交付金は、取組面積に応じて交付されます。取組面積は畦畔を除いた実際の作付面積です。
- ・ 取組規模が予算額を上回った場合には、交付単価が減額調整されることがあります。
- ・ 支援対象となる取組が同一農地で年度内に複数回行われた場合、交付対象は、延べ作付面積ではなく、1作分の作付面積です。
- ・ 同一農地で複数の取組を併せて実施しても一つの取組しか対象になりません。
- ・ 水稻で対象となる作物については、飼料用米、米粉用米、WCS等を含みます(有機農業を除く)。
- ・ 中山間地域等直接支払制度に取り組みされている集落において、環境保全型農業直接支払交付金で取り組む行為(たとえばカバークロップ、冬期湛水管理、堆肥の施用など)を集落協定の「多面的機能の増進につながる活動」として選択している場合は、環境保全型農業直接支払交付金の申請はできません。ただし、集落協定の取組を変更すれば申請は可能となります。

環境こだわり農産物について

＜栽培基準＞

- ・ 化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減します
〔 農薬を使用する場合は、原則として県が定める「農作物病害虫雑草防除基準」の登載農薬を使用します(参考ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/g/kodawari/noyakuhiryo.html>) 〕
- ・ 「水田からの濁水の流出防止」など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術や生態系保全技術などを実践します
- ・ 堆肥その他の有機質資材を使用する場合、施用基準に従って適正に使用します
- ・ 環境と調和のとれた農業生産活動規範を実践します

＜認証制度＞

- ・ 生産計画を県(農業農村振興事務所農産普及課)へ提出し、認定を受けます
- ・ 生産計画に基づき栽培を行います(ほ場看板の設置、生産記録の記帳をあわせて実施)
- ・ 収穫前に農産物の認証申請を行い、生産記録や現地確認の結果、適正であれば認証されます
- ・ 認証マークを表示(任意)して出荷・販売を行うことができます
- ・ 販売が終われば実績報告(出荷販売記録、マーク管理台帳写しなどを提出)を行います

詳しくは最寄りの農業農村振興事務所農産普及課へお問い合わせください